

令和3年7月

## 長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

## 令和3年7月総会議事録

1 日 時 令和3年7月15日(木) 午前10時15分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

### 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (4件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (9件)

第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(利用権4件・農地中間管理事業に係る利用権7件)

### 報告事項

1 土地現況証明報告(非農地証明) (2件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)  
(3件・農地中間管理事業に係る合意解約2件)

・次回総会 8月16日(月) 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 8月5日(木) 予定

4 出席委員(17人:議席順)

|                    |           |           |
|--------------------|-----------|-----------|
| 1番 野中 保志           | 2番 藤川 久志  | 3番 大田 寛治  |
| 4番 林 一志            | 5番 深水 一男  | 6番 河野 八千代 |
| 7番 高林 司            | 8番 名和田 栄治 | 9番 大田 裕美  |
| 10番 大汐 光晴          | 12番 林 弘幸  | 13番 岡本 勇二 |
| 14番 木村 正雄          | 15番 中野 晴人 | 16番 末永 恵子 |
| 18番 松田 昭洋(会長職務代理者) |           |           |
| 19番 大野 耕作(会長)      |           |           |

5 欠席委員(2人)

11番 岡島 史真 17番 山近 洋祐

6 農業委員会事務局職員

|        |        |
|--------|--------|
| 事務局長   | 角谷 隆士  |
| 事務局長補佐 | 長谷川 浩司 |
| 書記     | 坂倉 幸三  |

## 7 会議の概要

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長<br>(会長)<br>挨拶 | 令和3年7月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。<br><br>(挨拶)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長               | 本日の付議事項は、議案3件、報告事項2件でございます。<br>慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。<br>引き続き、6月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。<br><br>(会議等の報告)                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長               | それでは、ただ今から令和3年7月の総会を開会いたします。<br>在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は17名、欠席委員は2名でございます。<br>よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。<br>次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。<br>7番、高林司委員、8番、名和田栄治委員、よろしく願いをいたします。<br>議事に入ります。<br>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。<br>事務局の説明を、お願いいたします。                                                                                  |
| 事務局長<br>補佐       | それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。<br>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。<br>令和3年7月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。<br>番号1。<br>土地の所在、大字渋木字瀬戸、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は62㎡。<br>譲受人は、渋木▲▲▲▲番地▲、●●●●●さん。<br>譲渡人は、山口市嘉川▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。<br>権利の種類は、所有権の移転です。<br>理由としまして、譲受人は、現在植栽されている柿や柑橘を中心とした果樹栽培を行う。譲渡人は、現在市外に居住しており、農業以外で生計を立てていることもあり、農地を管理することが困難であることから、農業 |

をしている譲受人に農地を維持してほしい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。JR 美祢線渋木駅から南東へ 637m に位置する農地です。

また3 ページには公図を添付しております。

農地法第3 条第2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m<sup>2</sup>以上の要件は満たしております。

第6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3 条第2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の13 番、岡本委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

13 番

真木地区担当の岡本です。

今月6 日、大野会長さん、事務局の方、中村推進委員、私とで現地を確認に行きました。

●●さんは、ちょっとここに住んでいらっしやらないので、話が聞けなかったんですよ。

●●さんに聞いて、一応、●●さんと●●さんは近所なんですよ。

それで以前、●●さんの入る道が狭いということで、●●さんに自分の宅地の一部を譲ってですね、その道をちょっと大きくさせたんですよ。

その代替地ということです。

なので私は、問題ないと思います。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、2 番をお願いいたします。

事務局長  
補佐

番号 2。

土地の所在、大字油谷久富字伊無田、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、  
現況ともに田、面積は 2,027 m<sup>2</sup>。ほか 1 筆、合計 4,790 m<sup>2</sup>。

譲受人は、油谷河原▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、油谷久富▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、農地を取得して、規模拡大をし、農業収益  
を上げるため、譲渡人の要望に応じることとした。譲渡人は、高齢で、後  
継者もなく、農地の維持、管理が難しいので、賃借人に譲り渡すこととし  
た。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 4 ページ  
をご覧ください。長門市役所油谷支所から東へ約 1.72 k m に位置する農地  
です。

また、5 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、  
ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状  
況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利  
用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規  
定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従  
事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m<sup>2</sup>以上の要件は満たしてお

ります。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 4 番、林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

4 番

4 番、林です。

先日 6 日、会長さん、事務局の方、推進委員の大田さんと一緒に現地を確認してまいりました。

この●●さんという方がご高齢で、農地の維持管理が難しいということで、現在もですが、その農地を借りて耕作されている●●さんに、農地を譲渡するということでございます。

ですから今まで通りということで、農地の維持管理に関しては大変よろしいかと思います。

私の方からは、以上です。

慎重審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

それでは続きまして、3 番をお願いいたします。

事務局長  
補佐

番号 3。

土地の所在、大字油谷久富字伊無田、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 2,467 m<sup>2</sup>。ほか 2 筆、合計 8,038 m<sup>2</sup>。

譲受人は、油谷久富▲▲▲▲番地、●●●●●さん。

譲渡人は、油谷久富▲▲▲▲番地▲、●●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から経営規模を拡大したいと考えていたところ、譲渡人からの申し出があったので、これに応じることとした。譲渡人は高齢で、後継者もなく、農地の維持、管理が難しいので、賃借人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。長門市役所油谷支所から東へ約 1.59 k m に位置する農地です。

また、7 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m<sup>2</sup>以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 4 番、林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

4 番

これも先程の 2 番と同じで、譲渡される方はご一緒に、現在耕作されている方に譲り渡すということで、先程と条件は全く一緒ですので、他に補

足はございません。

よろしくお願いします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。  
それでは続きまして、4 番をお願いいたします。

事務局長  
補佐

番号 4。

土地の所在、大字油谷伊上字五反田、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、  
現況ともに田、面積は 2,295 m<sup>2</sup>。ほか 1 筆、合計 3,823 m<sup>2</sup>。

譲受人は、油谷伊上▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、油谷伊上▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、農業経営の主体として耕作している状況であるので、所有権の移転を受け、農業経営主として自立したい。譲渡人は、譲受人の要望に応じ、贈与により所有権を移転したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 8 ページをご覧ください。J R 山陰本線伊上駅から東南東へ約 878m に位置する農地です。

また、9 ページから 10 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従



事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m<sup>2</sup>以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 18 番、松田委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

18 番

18 番の松田でございます。

ただ今、説明がありましたように、7 月 6 日に会長、推進委員の塩瀬さん、それから事務局の方々と現地に参って視察してまいりました。

●●●●さんと●●●●さんは、親子の関係でございまして、今まで母親の名義だったものを、息子の名義に所有権を移転すると。

今までも、●●●●さんが整備されているほ場を耕作をしておられまして、その耕作者がそのまま母親の名義から、息子さんの名義に所有権を変えるということでございますので、何ら問題はないというふうに思います。

よろしく審議の程を、お願いします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につ

いて、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明に入ります。3 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 3 年 7 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字東深川字大ヶ坪、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 21 m<sup>2</sup>。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、東深川▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、東深川▲▲▲▲番地、●●●●さんです。

転用の目的は、雨水排水路です。

本件は、令和 3 年 6 月 28 日付けにて受付をしておりますが、その後、譲受人の●●●●さんが令和 3 年 7 月 4 日にお亡くなりになられております。

許可前に、譲受人が死亡した場合の取り扱いについては、誰が転用を行うか明らかでなく、立地基準や一般基準の審議見直しが必要となり、無効となります。

改めて申請が必要となるため、その旨を申請代理人へ連絡しております。

以上となります。

議 長

ただ今、事務局より、本件については、再度、許可申請をしていただくということで、説明がございましたが、質問、ご意見はございませんでしょうか。

場所は、市役所からこの山のすぐ向こう側で、前回、山近委員さんに担当をしていただいた場所で、アパートを建てるということで、皆さんにお諮りをして許可をしていただいた、土地の一部でございます。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、本件は無効とし、再申請が提出された際に、改めて審議したいと思います。

続きまして、2 番、3 番につきましては、近隣農地の転用で、譲受人、譲渡人と転用目的が同一ですので、関連案件として一括説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐

番号 2。

土地の所在、大字西深川字に連の木、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,220 m<sup>2</sup>。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、大阪市中央区道修町▲丁目▲番▲号、株式会社●●●●●●、●●●●●●▲号、代表取締役、●●●●。

譲渡人は、千葉県船橋市坪井町▲▲▲番地▲▲、●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数 186 枚、パネル設置面積、水平投影面積 468.2021 m<sup>2</sup>、発電出力 49.5 k w の太陽光発電設備です。

理由としまして、譲受人が、土地の面積も広く周辺に高い建物の建築も想定されていない。また、日射量や価格で適切だと判断し購入地とした。譲渡人は、相続をしたが、千葉県に在住していて今後も利用予定がないため、売買に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 15 ページをご覧ください。J R 美祢線板持駅から北北東へ約 208m に位置する農地です。

また、16 ページには公図、17 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、申請地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で、農用地区域内の農地以外で、おおむね 300m 以内に鉄道の駅が存しているため農地法施行規則第 43 条第 2 号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するため、許可可能案件であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の預金残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、既存の農業用排水路を使用し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

引き続きまして、番号3。

土地の所在、大字西深川字鳥楽、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は984㎡。ほか2筆、合計1,906㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、大阪市中央区道修町▲丁目▲番▲号、株式会社●●●●-●●●●●●●●、代表取締役、●●●●●。

譲渡人は、番号2と同じく●●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数324枚、パネル設置面積、水平投影面積815.5780㎡、発電出力99.0kwの太陽光発電設備です。

理由につきましては、番号2と同じになります。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び18ページをご覧ください。JR美祢線板持駅から北東へ約123mに位置する農地です。

また、19ページには公図、20ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、申請地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で、農用地区域内の農地以外で、おおむね300m以内に鉄道の駅が存しているため農地法施行規則第43条第2号が適用され、転用許可可能な第3種農地に該当するため、許可可能案件であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の預金残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、番号2と同じ地区内であり、内容については同様ですので、問題ないと考えられますので、説明を省略させていただきます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

引き続いて、当地区担当の7番、高林委員、2番から3番について、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

7 番 7 番、高林です。  
7 月 6 日に会長、事務局、推進委員の上野さんとで現地に行き、確認をしました。  
2 番も 3 番も太陽光発電という事で、周りにも何も支障はないかと思っておりますので、大丈夫だと思っております。  
ご審議の程、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。  
それでは、続きまして、4 番から 7 番につきましては、連担した農地の転用で、転用目的も同一ですので、関連案件として一括説明を、お願いいたします。

事務局長 番号 4。  
補佐 土地の所在、大字日置上字三軒屋、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,133 m<sup>2</sup>。  
権利の種類は、所有権の移転です。  
譲受人は、大阪府中央区道修町▲丁目▲番▲号、株式会社●●●●●●、●●●●●●▲号、代表取締役、●●●●●。  
譲渡人は、長門市日置上▲▲▲▲番地、●●●●●さんです。  
転用の目的は、パネル枚数 162 枚、パネル設置面積、水平投影面積 407.7890 m<sup>2</sup>、発電出力 49.5 k w の太陽光発電設備です。  
理由としまして、譲受人が、土地の面積も広く周辺に高い建物の建築も想定されていない。また、日射量や価格で適切だと判断し購入地とした。譲渡人は、10 年以上耕作しておらず、今後も農地として利用予定がないため売買に応じることとした。  
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 21 ページをご覧ください。長門市役所日置支所から東南東へ約 806m に位置する農地

また、22 ページには公図、23 ページには土地利用計画図を添付しております。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の預金残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

土地の所在、大字日置上字三軒屋、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は2,011 m<sup>2</sup>。ほか1件、合計2,565 m<sup>2</sup>。

議受人は、番号 4 と同じく、大阪府中央区道修町▲丁目▲番▲号、株式会社●●●●●●、●●●●●●●▲号、代表取締役、●●●●。

転用の目的は、パネル枚数336枚、パネル設置面積、水平投影面積845.7845 m<sup>2</sup>、発電出力99.0 k wの太陽光発電設備です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 24 ページをご覧ください。長門市役所日置支所から東南東へ約 774m に位置する農地です。

13

ここで「農地法審査基準」7ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、番号4と同じく、該当条文なしの第2種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、番号4と同じですので、(1)農地転用の確実性及び(2)被害防除措置の妥当性については、問題ないと考えられますので、説明を省略させていただきます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

引き続きまして、番号6。

土地の所在、大字日置上字三軒屋、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,184 m<sup>2</sup>。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、番号4、番号5と同じく、大阪市中心区道修町▲丁目▲番▲号、株式会社●●●●●●●●●●●●●●●●▲号、代表取締役、●●●●●。

譲渡人は、日置上▲▲▲▲番地▲、●●●●●さん。

転用の目的は、パネル枚数186枚、パネル設置面積、水平投影面積468.2021 m<sup>2</sup>、発電出力49.5 k wの太陽光発電設備です。

理由につきましては、番号4、番号5と同じですので省略させていただきます。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び27ページをご覧ください。長門市役所日置支所から東南東へ約757mに位置する農地です。

また、28ページには公図、29ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、番号4、番号5と同じく、該当条文なしの第2種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、番号4、番号5と同じですので、(1)農地転用の確実性及び(2)被害防除措置の妥当性については、問題ないと考えられますので、説明を省略させていただきます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

引き続きまして、番号7。

土地の所在、大字日置上字三軒屋、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,249 m<sup>2</sup>。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、番号4、番号5、番号6と同じく、大阪市中心区道修町▲丁目▲番▲号、株式会社●●●●●●●●●●●●●●●●▲号、代表取締役、●

●●●●。

譲渡人は、日置上▲▲▲▲番地▲、●●●●●さん。

転用の目的は、パネル枚数146枚、パネル設置面積、水平投影面積367.5135㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備です。

理由につきましては、番号4、番号5、番号6と同じですので省略させていただきます。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び30ページをご覧ください。長門市役所日置支所から東南東へ約782mに位置する農地です。

また、31ページには公図、32ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、番号4、番号5、番号6と同じく、該当条文なしの第2種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、番号4、番号5、番号6と同じですので、(1)農地転用の確実性及び(2)被害防除措置の妥当性については、問題ないと考えられますので、説明を省略させていただきます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

番号4番から番号7番は、連担した一団の農地です。

引き続き、当地区担当の14番、木村委員、4番から7番について、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

14番

14番、木村です。

7月6日に、大野会長、事務局、推進委員の先野さんと私で現地調査をしました。

番号4は、地主が先野さん本人ですのでご遠慮いただき、番号5、6、7は先野さんも同伴いたしました。

この土地は先程、事務局の方から説明がありましたように、地区は日置上の上城という集落でございます。

場所は、国道沿いの●●●●●高校●●校舎の門を日置支所の方に下ったところの右側に大堤があります。その奥に●●校舎の牛舎の堆肥舎のすぐ側にあるその一角でございます。

そして一団地となっております、長年に渡りここはそれぞれ未整備田で、それから湿田で、大変今、作物が作られるような状態ではありません。

それで赤線、青線に囲まれた一角でございます。



|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 何も問題はないと思いますが、皆様のご審議を、よろしくお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長        | <p>事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。</p> <p>本件について、質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長        | <p>質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。</p> <p>本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長        | <p>挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。</p> <p>それでは、続きまして、8番、9番ですが、これも近隣農地の転用で、譲受人、譲渡人と転用目的が同一ですので、関連案件として一括説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局長<br>補佐 | <p>番号8。</p> <p>土地の所在、大字油谷久富字森の木、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,169㎡。</p> <p>権利の種類は、所有権の移転です。</p> <p>譲受人は、大阪府中央区道修町▲丁目▲番▲号、株式会社●●●●●●、●●●●●●▲号、代表取締役、●●●●。</p> <p>譲渡人は、下関市棕野町▲丁目▲▲番▲号、●●●●●●さんです。</p> <p>転用の目的は、パネル枚数156枚、パネル設置面積、水平投影面積392.6857㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備です。</p> <p>理由としまして、譲受人が、土地の面積も広く周辺に高い建物の建築も想定されていない。また、日射量や価格で適切だと判断し購入地とした。譲渡人は、相続をしたが、下関市に在住していて、今後も利用予定がないため売買に応じることとした。</p> <p>申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び33ページをご覧ください。長門市役所油谷支所から北東へ約1.5kmに位置する農地です。</p> <p>また、34ページには公図、35ページには土地利用計画図を添付しております。</p> <p>ここで「農地法審査基準」7ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3</p> |

種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の預金残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、既存の農業用排水路を使用し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

引き続きまして、番号 9。

土地の所在、大字油谷久富字井ノ尻、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 744 m<sup>2</sup>。ほか 1 筆、合計 1,019 m<sup>2</sup>。隣接する一体利用地 31 m<sup>2</sup>とあわせ全体面積は 1,050 m<sup>2</sup>。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人及び譲渡人は、番号 8 と同じですので省略させていただきます。

転用の目的は、パネル枚数 164 枚、パネル設置面積、水平投影面積 412.8234 m<sup>2</sup>、発電出力 49.5 k w の太陽光発電設備です。

理由につきましては、番号 8 と同じですので省略させていただきます。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 36 ページをご覧ください。長門市役所油谷支所から北東へ約 1.47 k m に位置する農地です。

また、37 ページには公図、38 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、番号 8 と同じく、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、番号 8 と同じですので、(1) 農地転用の確実性及び (2) 被害防除措置の妥当性については、問題ないと考えられますので、説明を省略させていただきます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 4 番、林委員、8 番、9 番について、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

4 番

4 番、林です。

先日 6 日に会長さん、事務局の方、推進委員の大田さんと一緒に現地を確認してまいりました。

事務局の方のご説明通り、譲渡人の方は、市外に在住しておられまして、今までもその土地が耕作されたことは長年に渡ってないとみられます。

そしてこの土地は国道と J R の線路の間で、設置されたとしても近隣に影響を及ぼすことは少ないと思われます。

以上です。慎重審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 3 年 7 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

8 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係

る利用権設定の2つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。7ページをご覧ください。

賃貸借ですが、長門地区が、1件3筆の5,230㎡のみです。

使用貸借につきましても、長門地区のみで、3件7筆の9,712㎡。

合計しますと、長門地区のみで、4件10筆の14,942㎡となっています。

詳細につきましては、8ページをご覧ください。

次に、9ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、2件3筆の7,419㎡。日置地区が、3件10筆の11,432㎡。油谷地区が、1件1筆の867㎡。計が、6件14筆の19,718㎡。

使用貸借が、日置地区が、1件4筆の2,809㎡のみとなっています。

合計しますと、三隅地区が、2件3筆の7,419㎡。日置地区が、4件14筆の14,241㎡。油谷地区が、1件1筆の867㎡。

全体で、7件18筆の22,527㎡となっています。

詳細につきましては、10ページから11ページをご覧ください。

なお、9ページの件数が7件、10ページの件数が6件となっておりますが、これは、10ページ表中6番の●●●●さんの農地に賃貸借と使用貸借があるため、9ページに賃貸借、使用貸借をそれぞれ1件として計上しているためでございます。

基盤強化促進法第18条第3項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長  | <p>挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。</p> <p>引き続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項の1の説明を、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局長 | <p>では、説明に入ります。12 ページをご覧ください。</p> <p>報告事項 1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。</p> <p>番号 1。</p> <p>現地については、昭和 54 年 5 月に住宅が建築され、現況課税地目が宅地となっていることから、令和 3 年 7 月 6 日付けにて、大野会長、宮本推進委員、事務局とで現地を確認し、宅地として非農地証明をしております。</p> <p>番号 2。</p> <p>現地については、宅地に隣接し、大きな樹木があり、雑草や灌木が生い茂っていることから、令和 3 年 7 月 6 日付けにて、大野会長、高林委員、上野推進委員、事務局とで現地を確認し、原野として非農地証明をしております。</p> <p>土地現況証明報告は、以上でございます。</p>           |
| 議 長  | <p>ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長  | <p>続きまして、報告事項の 2 の説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局長 | <p>13 ページをご覧ください。</p> <p>報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。</p> <p>番号 1。</p> <p>面積は 867 m<sup>2</sup>。</p> <p>令和 3 年 6 月 1 日に合意解約をしております。</p> <p>ほか 2 件の合意解約です。</p> <p>次に、14 ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業に係る合意解約でございます。</p> <p>番号 1。</p> <p>面積は 2,467 m<sup>2</sup>。ほか 2 筆、計 8,038 m<sup>2</sup>。</p> <p>令和 3 年 5 月 31 日に合意解約をしております。</p> <p>ほか 1 件の合意解約です。</p> |

以上です。

議 長       ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長       以上で、報告事項、その他について終わります。  
続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いします。

事務局長  
補佐       8 月の定例総会ですが、8 月 16 日、月曜日、午前 9 時 30 分から、市役所 4 階大会議室 2 で開催いたします。

        なお、現地調査につきましては、8 月 5 日、木曜日を予定しております。  
該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

        事務連絡については、以上となります。

議 長       以上で、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。  
委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長       それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。  
お疲れ様ございました。  
ありがとうございました。

終了時間     午前 11 時 17 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和3年7月15日

長門市農業委員会会長      大   野   耕   作

議事録署名委員      高   林   司

議事録署名委員      名   和   田   栄   治